

岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領

[平成24年3月23日付け林第761号林政部長通知]
[一部改正 平成25年10月1日付け林第294号林政部長通知]
[一部改正 令和元年5月31日付け治第160号林政部長通知]

第1 総則

水源林公有林化支援事業補助金の事務の取扱いについては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号 林第756号環境生活部長、林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の目的

水源の涵養や生物多様性の保全等の公益的機能が広範囲に及ぶ重要な森林のうち、荒廃した森林又はそのおそれのある森林で、早急に公的な管理を行う必要がある森林について、市町村による公有林化を進め、適切な森林管理を図ることで、地域住民の安全で快適な生活環境を守ることを目的とする。

第3 補助対象及び補助対象要件

補助対象は、早急に市町村による公有林化が必要な水源林等の取得に要する経費とする。

また、補助対象要件としては、次に掲げる全ての要件を満たす水源林等であって、将来にわたり保全管理する必要がある森林とする。

- (1) 岐阜県水源地域保全条例（平成25年岐阜県条例第24号）第13条第1項の規定により水源地域に指定された森林、又は指定される予定の森林
- (2) 保安林に指定されることが確実である、又は市町村の条例により公の施設として位置づけられる等将来にわたって森林の状態が担保される森林
- (3) 取得面積が1ha以上の森林
- (4) 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林として位置づけられている森林

第4 補助対象経費

補助対象経費は、取得する森林の土地代、立木代及び調査費等とする。

第5 事業主体

補助対象となる事業主体は市町村とする。

第6 事業要望書の提出

事業主体は、事業要望書（別記第1号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

第7 事業の採択

知事は、第6に基づき提出された事業要望書を審査し、予算の範囲内において事業の採択を決定し、事業主体に事業承認書（別記第2号様式）を通知するものとする。

第8 補助金交付申請

事業主体は、第7の事業採択の決定を受けたときは、要綱第4条の規定に基づく補助金交付申請書に次に定める書類を添付して、知事へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第3号様式）
- (2) 収支予算内訳書（別記第4号様式）

第9 補助金の交付決定

知事は、第8の交付申請書の提出があった場合には、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき速やかに補助金の交付額を決定し、別記第5号様式により事業主体に通知するものとする。

第10 事業の着手

事業の着手は、原則として交付決定後に行うものとする。

ただし、当該年度内において止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

第11 事業計画の変更等

事業主体は、交付決定通知後において、事業計画に重要な変更が生じた場合には、事業計画変更承認申請書（要綱第3号様式）を作成し、変更計画書（別記第3号様式）に説明資料を添えて知事に提出するものとする。

知事は提出された事業計画変更承認申請書を審査し、これを適当と認めるときは、事業主体に承認（別記第2号様式）の通知を行うものとする。

第12 補助金の変更交付申請

事業主体は、補助金交付決定通知書を受けた後に、計画変更等により当該補助金に変更が生じた場合は、すみやかに補助金変更交付申請書（別記第7号様式）に必要な書類を添えて知事に提出するものとする。

第13 補助金交付決定の変更

知事は、第12の変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査のうえ別記第8号様式により補助金交付決定の変更を事業主体に通知するものとする。

第14 事業完了に伴う手続き

1 事業主体は、事業が完了したときは速やかに、次に掲げる書類を添えて実績報告書に以下の添付書類を添付し知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記第3号様式）
- (2) 収支決算内訳書（別記第4号様式）
- (3) 登記簿の写し（公有林化が完了したもの）
- (4) 売買契約書の写し
- (5) その他必要な書類

2 知事は、前記の実績報告書が提出された場合には、確認要領に基づき補助事業の確認検査を行い、額を確定し、別記第9号様式により事業主体に通知するものとする。

第15 関係書類の整備

事業主体は、補助事業に係る経理及び処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しておくものとする。

第16 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度予算に係るものから適用する。
- 3 この要領は、令和元年5月31日から施行する。